

家族ふれあいフェスティバル事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 野外活動を通して、明るい家庭・地域づくりを促進するため、予算の範囲内において家族ふれあいフェスティバル事業補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則(昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。)に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、岡山市連合婦人会が実施する家族ふれあいフェスティバルに関する事業とする。

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、岡山市連合婦人会とする。

(補助金額)

第5条 補助金額は、補助事業に要する経費のうち、岡山市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が定めた額とする。

(交付の申請)

第6条 規則第5条第2項の規定により、同条第1項第3号及び第4号の書類の添付は要しないものとする。

(着手届及び完了届の免除)

第7条 規則第15条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は要しない。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年8月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月8日から施行する。